

南相木村の「財政健全化判断比率」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、南相木村の平成20年度決算に基づく「財政健全化判断比率等」について次のとおり公表します。

1 財政健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」・「財政再生基準」を下回りました。

(単位:%)

	南相木村の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-3.38	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-4.96	20.00	40.00
実質公債費比率	11.8	25.0	35.0
将来負担比率	-326.1	350.0	

実質赤字比率 ~ 一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（注）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、平成20年度の南相木村の一般会計等の実質収支は黒字であり（3.38%）、引き続き早期健全化基準を下回りました。

連結実質赤字比率 ~ 一般会計等及び公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、平成20年度の南相木村の全会計を連結した連結実質収支は黒字であり（4.96%）、引き続き早期健全化基準を下回りました。

実質公債費比率 ~ 一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3か年の平均値）であり、この数値が18%を超えると起債の発行には県の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

平成20年度決算における比率は11.8%であり、新たな起債（借金）の発行がなく償還が進んだことにより、前年度（13.8%）より減少しました。

将来負担比率 ~ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営に支障をきたすなどの問題が生じる可能性が高くなります。

平成20年度においては、標準財政規模の326.1%となっており、引き続き早期健全化基準を下回りました。

(注)「標準財政規模」とは、人口・面積等から算定する地方公共団体等の標準的な一般財源の規模をいいます。

2 各会計の収支状況

会計名		歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	
一般 会計等	一般会計	1,646,606	1,598,896	44,251	
	一般会計等に属する特別会計				
	バス事業会計	34,989	34,616	373	
	小計			44,624	
標準財政規模				1,318,875	
実質赤字比率(%)				-3.38	
公営 事業 会計	公営企業 会計	簡易水道事業会計	16,954	16,259	695
		宅地造成事業会計	0	0	0
	その他 の会計	国民健康保険(事業勘定)会計	179,783	166,023	13,760
		国民健康保険(直診勘定)会計	57,629	56,038	1,591
		介護保険事業会計	122,351	121,410	941
		後期高齢者医療事業会計	13,454	13,462	-8
	老人保健事業会計	22,132	18,259	3,873	
合計				65,476	
標準財政規模(再掲)				1,318,875	
連結実質赤字比率(%)				-4.96	

3 実質公債費比率の状況

	実質公債費 比率(単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成18年度	14.37320	11.8
平成19年度	11.36745	
平成20年度	9.93684	

4 将来負担比率の状況

将来負担額 A 1,809,354	—	充当可能財源等 B 5,402,821	=	A - B -3,593,467	=	将来負担率(%)
標準財政規模 C 1,318,875	—	算入公債費等 D 217,147	=	C - D 1,101,728	=	-326.1